

福祉文教常任委員会議事録

(平成31年3月11日)

福祉文教常任委員会議事録

- 1 日 時 平成31年3月11日（月） 午前 9時30分 開会
- 2 場 所 太子町議会全員協議会室
- 3 出席委員 委員長 村井 浩二 副委員長 寺町 幸雄
 委員 羽山 茂男 森田 忠彦
 阪口 寛 田中 祐二
 議長 中村 直幸
- 4 欠席委員 _____
- 5 説明員 町 長 浅野 克己 高齢介護課長 東條 信也
 副町長 松村 勝之 健康増進課長 松井 靖
 教育長 勝良 憲治 保険医療課長 子安 逸二
 健康福祉部長 横田 勝 教育総務課長 田中 清
 教育次長 今川 新八 学務指導課長 西野 直美
 総務部長 奥埜 雅偉 生涯学習課長 鳥取 勝憲
 まちづくり推進部長 辻 隆史 学校給食C所長 富田 昌彦
 子育て支援課長 浅野 達雄 財政課長 吉田 雅樹
 福祉課長 林 達也 総務政策課長 奥埜 哲生
- 6 議会事務局 事務局長 上田 周治 書記 清水 敏喜
- 7 傍聴者 辻本 馨 西田いく子
 山田 強 建石 良明

8 会議に付した事件

- (1) 議案第 7号 平成31年度太子町国民健康保険特別会計予算
- (2) 議案第11号 平成31年度太子町介護保険特別会計予算
- (3) 議案第12号 平成31年度太子町後期高齢者医療特別会計予算

午前 9時30分 開 会

○村井委員長 皆さん、おはようございます。

5日に続きまして、福祉文教常任委員会を再開させて頂きましたところ、ご出席頂きましてありがとうございます。

本日は全員出席して頂いておりますので、会議は成立致しました。

これより委員会を再開致します。

直ちに会議に入ります。

本日は議案第7号、11号及び12号の当初予算関係3件のご審議をお願いいたします。

それでは、議案第7号、平成31年度太子町国民健康保険特別会計予算、これを議題といたします。

本件について説明を求めます。

○子安保険医療課長 おはようございます。

議案第7号、平成31年度太子町国民健康保険特別会計予算につきまして、ご説明申し上げます。

まずは歳入歳出予算を通じて、平成31年度予算の特徴につきまして説明させていただきます。附属説明資料をお願いいたします。

1頁、2頁をお願いいたします。1頁、2頁に歳入歳出の内訳につきまして、それぞれ記載させていただいておりますが、平成31年度当初予算の総額は15億2千688万9千円で、前年度と比べまして711万7千円、0.5%の微減となっております。引き続き被保険者数の減少があるものの、一人当たりの保険給付費の増や、それに伴います医療費納付金額が増加していることによる影響と考えております。

まず、2頁の方、歳出でございます。

保険給付費でございますが、一般被保険者、退職被保険者共に一人当たり保険給付費の増を上回る被保険者数の減少があることから、保険給付費の合計額で、前年度比3千51万6千円、2.9%減の10億3千586万5千円を計上いたしております。

尚、保険給付費の積算に当たりましては、平成29年度までの実績及び平成30年度の3月から11月診療分の実績等を加味し、計上させていただいております。

次に、被保険者の方々から納付していただきました保険料等を大阪府に納付する事業

費納付金では、被保険者の高齢化等による医療費の増や、後期高齢者支援金、介護納付金の増加に伴い、事業費納付金の計の欄で前年度比2千750万4千円、7.0%増の4億2千237万4千円を計上いたしております。

次に、左側の1頁でございます。歳入では、まず、保険料で被保険者数の減少等により、前年度比1千83万2千円、3.4%減の3億817万5千円を計上いたしております。

又、府支出金では、歳出に計上いたしております予備費を平成30年度までは、保険料を財源と致しまして計上してはいたしておりましたが、予期せぬ保険給付費の増加への対応等の為に計上いたしております予備費の計上目的を考慮し、今年度、平成31年度よりその財源を府支出金の保険給付費等交付金、普通交付金に変更したことから、歳出の保険給付費等の減少があるものの、前年度とほぼ同額の前年度比121万8千円、0.1%減の10億9千815万3千円を計上いたしております。

次に、下の方になりますが、基金繰入金でございます。被保険者の高齢化等による保険給付費の増加の他、後期高齢者支援金や介護納付金が増加したことにより、大阪府に納付する事業費納付金が増加する中、急激な保険料上昇を緩和する目的で、国保財政調整基金繰入金を1千万円計上いたしております。

1頁めくって頂きまして、3頁をお願いいたします。上段の国保加入者の状況でございます。

一般被保険者では3千167人で、前年度と比べまして66人の減、又、退職被保険者数では13名で、前年度と比べまして13人の減を見込んでおります。その下の表は、一般被保険者における一人当たりの医療費の推移をあらわしており、平成31年度の一般被保険者では、平成30年度の年度途中までの実績等を加味し、36万6千582円を見込んでおります。

それでは、予算書の方をお願いいたします。183、184頁をお願いいたします。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費769万5千円、前年度比261万9千円の減。事業別区分1の一般管理事業では、国保連合会に委託しております診療報酬等の支払業務や、各種通知作成に係る電算業務委託料、第三者行為の求償事務手数料、電算システムに係ります保守委託料及び賃借料、国保連合会への負担金等を計上いたしております。減の主な理由と致しましては、電算システムのクラウド化により、保守等

の維持管理経費の減によるものとなっております。

2項徴収費、1目賦課徴収費699万2千円、前年度比124万5千円の減。事業別区分1の賦課徴収事業、ここでは、納付書等の印刷、郵送料及び口座振替手数料やコンビニ収納代行業務委託料、電算機器及びシステムプログラム賃借料等を計上いたしております。減の主な理由と致しましては、仮算定廃止に伴います決定通知書、納付書等の印刷製本費の減によるものとなっております。

1頁おめくりいただきまして、185、186頁をお願いいたします。

3項運営協議会費、1目運営協議会費15万1千円は、国保運営協議会に係る委員報酬等の経費を計上いたしております。運営協議会委員は9名となっております。

2款保険給付費、1項療養諸費でございます。1目一般被保険者療養給付費8億6千744万8千円、2目退職被保険者等療養給付費234万7千円、3目一般被保険者療養費2千213万9千円、4目退職被保険者等療養費8万2千円は、過去の給付実績並びに直近の療養給付費並びに療養費の見込みを勘案して計上させていただいております。

5目審査支払手数料の250万円は、国保連合会への療養給付費等の審査支払手数料で、過去の実績等を勘案し、前年度と同額の250万円を計上いたしております。

次に、2項高額療養費でございます。1目一般被保険者高額療養費1億2千618万2千円、次の頁をお願いいたします。187、188頁でございます。

上から、2目退職被保険者等高額療養費28万7千円につきましても、過去からの給付実績並びに直近の見込み等を加味し計上させていただいております。3目一般被保険者高額介護合算療養費につきましても、前年度と同額の100万円を。4目退職被保険者等高額介護合算療養費につきましても、実績等を勘案し、前年度比20万円減の10万円を計上いたしております。これは医療及び介護の両制度における自己負担額の1年間の合計額が高額になった場合に、その上限額を超えた分を支給する制度となっております。

3項助産諸費、1目出産育児一時金1千8万円は、前年度と同額を見込んでおり、出産一人につき42万円、24名分を計上いたしております。

4項葬祭諸費、1目葬祭費140万円は、前年度と同額を見込んでおり、被保険者の葬祭一件につき5万円、28件分を計上させていただいております。

5項精神・結核医療給付金、1目精神・結核医療給付金につきましても、過去の実績等を見込み、前年度比30万円増の210万円を計上させていただいております。

1頁おめくりいただきまして、189、190頁をお願いいたします。

6項移送費、1目一般被保険者移送費及び2目退職被保険者等移送費につきましては、緊急やむを得ない理由で医師の指示により、移動が困難な重病人を入院、転院等をさせた時に支給するもので、前年度と同額の10万円をそれぞれ計上させていただいております。

3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分、1目一般被保険者医療給付費分で、前年度比1千233万5千円増の2億9千112万9千円及び2目退職被保険者等医療給付費分で、前年度比144万2千円減の20万7千円は、本町で収納いたしました保険料や、一般会計からの基盤安定繰入金等を大阪府に納付するものとなっており、本年1月の大阪府におけます平成31年度の本算定に基づき、大阪府から本町に対し示された事業費納付金の額をそれぞれ計上させていただいております。

2項後期高齢者支援金等分、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分で、前年度比730万3千円増の9千388万2千円。

次の頁をお願いいたします。191、192頁でございます。

上から2目退職被保険者等後期高齢者支援金等分で、前年度比48万6千円減の7万円につきましては、後期高齢者医療保険制度に対する現役世代の支援金で、医療分と同様に大阪府から本町に対して、後期高齢者支援金分として提示のあった事業費納付金をそれぞれ計上いたしております。

3項介護納付金分、1目介護納付金で前年度比979万4千円増の3千708万6千円は、介護保険制度における2号被保険者に係る保険料で、介護納付金分として大阪府から提示された額を計上いたしております。

4款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目その他共同事業拠出金は、年金機構から提供されますデータをもとに、退職者医療制度対象者リスト等の作成に係る共同事業拠出金で1千円を計上いたしております。

次に、5款保健事業費、1項保健事業費、1目疾病予防費、前年度比21万円増の404万7千円は、エイズ予防のパンフレットの購入費、医療費通知、ジェネリック医薬品の差額通知の郵送料、又、委託料につきましては、人間ドックの半額助成で130件分を計上いたしております。

主な増の理由と致しましては、ジェネリック差額通知の郵送を年1回から国保運営方針に定める府内統一基準の年3回としたことによる郵送料の増等によるものでござい

す。

193頁、194頁をお願いいたします。

2項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費、前年度比79万1千円増の1千797万9千円。

事業別区分1の特定健康診査事業費1千152万6千円は、特定健診や集団健診に係る費用の他、国保連合会に委託しております受診券の作成並びに健診結果等の電算処理に係る経費を計上いたしております。

事業別区分2の特定保健指導事業費（保険医療課分）429万5千円は、特定健診や特定保健指導等の充実を図る為、嘱託栄養士1名分の他、アルバイト1名分の賃金を計上いたしております。

事業別区分3の特定保健指導事業費（健康増進課分）は、健康増進課において実施しております保健指導等の事業分と致しまして215万8千円を計上しており、特定健診の結果により特定保健指導が必要な人への対応で、糖尿病予防教室や重症化予防教室に係る費用の他、事業者へ特定保健指導を業務委託する為の経費を新たに計上いたしております。

6款基金積立金、1項基金積立金、1目財政調整基金積立金1万円は、財政調整基金の運用に係る利息を同基金へ積み立てるもので、昨年度と同額を計上いたしております。

次頁おめくりいただきまして、195、196頁をお願いいたします。

7款公債費、1項公債費、1目利子、前年度比77万5千円減の10万円は、国保財政調整基金の繰り替え運用等の一時借入基金に係る利子を計上いたしております。

減の主な理由と致しましては、国保特会の支出の大半を占める国保連合会等への保険給付費の財源となる保険給付費等交付金が支払い実績に基づき毎月、大阪府から交付されることとなったことから、国保特会の資金収支の状況が改善したことで、一時借入金が減ったことによるものとなっております。

8款、諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険料還付金100万円及び2目退職被保険者等保険料還付金20万円は、被保険者に対する過誤納還付金として。又、3目償還金2千円は、国・府等への償還金を頭出しとして、昨年度と同額を計上いたしております。

9款予備費、1項予備費、1目予備費3千47万3千円は、予測し得ない年度途中の急な保険給付等の財政需要に対応する為計上いたしております。

歳出についての説明は以上となります。

次に、歳入でございます。

177、178頁をお願いいたします。

1款国民健康保険料、1項国民健康保険料、1目一般被保険者国民健康保険料は3億620万8千円で、前年度比953万8千円の減となっております。大阪府に納付する事業費納付金を納付するにつき、繰入金等と共に必要となる保険料を医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分として、それぞれ現年分と滞納繰越分について計上いたしております。

2目退職被保険者等国民健康保険料196万7千円、前年度と比べまして129万4千円の減となっております。減の主な要因は、退職被保険者等の減少によるものとなっております。一般被保険者と同様に、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の現年分及び滞納繰越分を計上いたしております。

2款一部負担金、1項一部負担金、1目一般被保険者一部負担金及び2目退職被保険者等一部負担金は、それぞれ科目設定の頭出しとして1千円を計上いたしております。

3款使用料及び手数料、1項手数料、1目総務手数料は、国保に係る各種証明書の発行に係る手数料で、前年度と同額の2万円を計上いたしております。又、2目督促手数料は前年度と同額の8万円を計上いたしております。

次の179、180頁をお願いいたします。

4款府支出金、1項府補助金、1目保険給付費等交付金、前年度比239万9千円減の10億9千697万2千円は、本町が行います保険給付や保健事業等に必要となる財源について、大阪府から交付されるものとなっております。

尚、1節保険給付費等交付金、普通交付金は、療養給付費や療養費、出産育児一時金、葬祭費等の保険給付に加え、保険事業の実施に対する交付金となっております。

又、2節保険給付費等交付金、特別交付金は、国の保険者努力支援分に係る交付金及び従来の国特別調整交付金で、府繰入金（2号分）は従来の府特別調整交付金に係る交付金となっております。

更に特定健診等負担金は、特定健診、特定保健指導に係る国及び府の負担金分として交付されるものとなっております。

次に、2目国保事業助成補助金118万1千円は、一般会計において大阪府と共に実施しております重度障がい者、ひとり親、老人の各医療費助成事業に伴う療養給付費等

国庫負担金の減額調整に対する府補助金となっております。

5 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金は、国保財政調整基金の積立金利子として、頭出しの1千円を計上いたしております。

6 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金1億878万7千円、前年度比371万8千円の減。

1 節保険基盤安定繰入金の保険料軽減分5千55万6千円は、低所得者に対する保険料軽減を補填する為、一般会計から繰り入れるものとなっております。

2 節保険基盤安定繰入金の保険者支援分2千773万7千円は、低所得者を多く抱える保険者を支援する為の繰入金となっております。

3 節職員給与費等繰入金1千412万4千円は、歳出の総務費に対する事務経費相当分を繰り入れるものとなっております。

4 節出産育児一時金等繰入金672万円は、支給額の3分の2を一般会計から繰り入れるものとなっております。

5 節財政安定化支援事業繰入金336万円は、60歳以上の高齢者の加入割合に応じて繰り入れるものとなっております。

6 節その他一般会計繰入金629万円は、保険料の町独自減免等に対する補填分や、地方単独事業実施に係る国庫減額相当分の補填分、又、集団健診でのがん検診のセット受診の費用を繰り入れるものとなっております。

次に、2 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金1千万円は、被保険者の高齢化等による医療費の伸びや後期高齢者支援金、介護納付金等の増加により、大阪府への事業費納付金が高い伸びとなったことから、急な保険料上昇による本町被保険者の負担緩和を目的に、町独自の激変緩和措置として財政調整基金を繰り入れるもので、前年度に比べ約6%程度上昇すると見込まれる本町の平成31年度一人当たり保険料を1千万円の繰り入れを行うことで、半分の約3%程度の上昇に緩和する効果があるものと見込んでおります。

次の181、182頁をお願いいたします。

7 款繰越金、1 項繰越金、1 目療養給付費等交付金繰越金、2 目その他繰越金は、共に科目設定の為の頭出しとして、それぞれ1千円を計上いたしております。

又、8 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料の1 目一般被保険者延滞金から5 目過料まで、又、その下の2 項預金利子についても、それぞれ頭出しとして前年度と同額を計

上いたしております。

次に、3項雑入でございますが、1目雑入としまして、前年度比134万9千円減の165万1千円を計上いたしております。

減の主な要因は、平成30年度の実績等を考慮し、交通事故等の所謂第三者行為の賠償金について減を見込んだことによるものとなっております。

最後に174頁をお願いいたします。

第2表 債務負担行為でございます。

平成32年度に実施のとくどく健診事業に係る経費、限度額819万4千円を計上いたしております。

議案第7号、平成31年度太子町国民健康保険特別会計予算についての説明は以上でございます。

何卒よろしくご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○村井委員長 只今、説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○田中委員 この前、条例の中で今度、限度額については、そのまま触らないということなんですけれども、結局、平成31年度の保険料の見込みとしてはどうなるんですか。

○子安保険医療課長 平成31年度の保険料の見込みについてのご質問でございます。

実際、平成31年度に被保険者の方にご負担頂く保険料の額というのは、今年の6月に行いました本算定により決定することになります。只今、予算の中でもご説明申し上げました保険料、これにつきましては、大阪府の本算定によって示されました医療費納付金、あるいは保険料、この総額を被保険者で割った一人当たり保険料の見込みでご説明を申し上げました。

今回、大阪府の方から示されました激変緩和後の保険料率、従来から申し上げております標準保険料率でございますが、それでいきますと現在、平成30年度の本算定の一人当たり保険料から、約6%程度上昇する見込みとなっております。6%の上昇ということで、これにとっては被保険者について費用負担が大きくなるというところから、今回、財政調整基金1千万円を繰り入れさせて頂くことによりまして、この6%程度上昇する見込みである保険料を約3%程度の上昇まで緩和するという事で予算提示をさ

せていただいております。

したがいまして、来年度、この予算でいきますと約3%程度、一人当たりの保険料の平均では上昇するのかなというふうに見込んでおります。

以上でございます。

○田中委員 統一されることによって保険料が上がるというのは、既定路線というところなんですけれども、やっぱり家庭にとっても大きいという部分で、1千万円を一般会計から繰り入れてやっていただいている分については、評価出来るかなとは思うんですけれども、そしたら、これからずっとこうやって太子町として負担していかなあかんのかというようなことにもなりかねないというところは、何れはやっぱり独立したあれでという考えのもとになっていかざるを得ぬのかなというところなんですけれども、そこらについて、言ってることわかりますか。

どんどんそれは、保険料が安いのはええねんけれども、町の負担がそのまま統一することによってどんどん増えていくのかという、そういうとこですね。

○子安保険医療課長 今後、統一に向けて町の負担がこのままずっと続くのか、あるいは増えていくのかといったところのご質問かと思えます。

今回、6%程度が平成31年度で上がる見込みであると、これについてはちょっと上がり過ぎという言い方は変なんですけれども、被保険者にとって負担が大きいであろうところから3%に抑えさせていただいております。それで、財政調整基金1千万円を活用してということになっております。

そしたら何で3%にしたというところの理屈にもなってくるのかと思うんですけれども、平成30年度の一人当たり保険料と、先程6%上がるというのは標準保険料率との差で6%。片や大阪府の方から示されております統一の保険料率というのがございます。これが町に対する激変緩和を加味されていない料率になってくる訳なんですけれども、そことの差が約16%現在あります。

大阪府におきましては、国保運営方針におきまして、平成36年度の保険料率については統一をしましょう、その他の部分についても統一しましょう、完全に統一していきましょうという流れで現在動いておりますので、平成36年度の保険料率の決定までに平成31年度も含めまして、6回保険料の本算定を行っていくということになりますので、必要最小限度、どのぐらい上げなあかんのかというところから計算しまして、約1.5%から3%程度の上昇は最低限上げないと、逆に平成36年度に統一保険料率に追い

つかないというような状況から、今回3%というふうに決定させていただきました。

今後、平成31年度、平成32年度以降につきましても、統一に向けて最低限度必要な保険料率の引き上げというのは行っていくことになるとは考えております。ただ、今年度につきましても、大阪府においての本算定におきましても、やはり保険料率がちょっと上がり過ぎやないかというところから、大阪府につきましても年末に国に対して緊急要望というのを行っております。この内容につきましても、追加公費、要するにもっと追加公費を入れてほしいと、ちょっと保険料率が上がり過ぎやというところ、この辺のところから大阪府においてもそういった緊急要望がなされております。

今後、本町におきましても町村長会を通じるとかそういったところを通じて、あるいは本算定を行っている大阪府に対しても、保険料の上昇抑制に取り組むよう要望するなりして、極力2.5%から3%の上昇が低くなるように、又、それに伴って町が行います、やると決まった訳ではございませんが、町独自の激変緩和、今回1千万円入れておりますけれども、その辺もなるべく低くなると思いますか、少なくなるような形で引き続き要望はしていきたいと考えております。

以上でございます。

○田中委員　そやから、16%という目標という言い方は変やけど、それを埋めていこうと思ったら単純に割っていけばそれぐらいになるのかなというのはわかるんですけど、そもそもそやから、16%がかなり大きい差であるので、今言われたように国等にしっかり働きかけていただいて、そこからなるべく差が縮まるような形でお願いします。

それと又、今年から仮算定もなくなるのかな。

○子安保険医療課長　はい。

○田中委員　仮算定もなくなるということやから、そこらもあわせて住民の方に又、十分説明をしっかりとやっていただきたいということです。

結構です。

○村井委員長　他にございませんか。

○阪口委員　国保というのはそもそも被保険者の皆さんに非常に高い負担をかけている訳ですから、それを値上げするというのは、やっぱり更に負担をかけるということで、町としては今、田中委員が聞かれたように、3%に抑えるということになったということですけれども、これ、国保の基金1千万円、前年度と違って、今回は全て町独自で頑張られたと思うんですけれども、基金自体は今どれぐらい残っているんでしょうか。

○子安保険医療課長 国保財政調整基金のことかと思えます。基金の現在高につきましては、平成29年度の決算時点、平成29年度末での現在高が、5千534万5千円となっております。次に、平成30年度の年度末を現在迎えておりますことから、平成30年度末の見込みにおきましては、約6千318万1千円を現在見込んでおります。

以上でございます。

○阪口委員 それであったら、1千万円で3%下げられると、そしたら2千万円使ったら6%下げられるから、抑えられる訳ですから、なぜ2千万円基金を使わなかったんでしょうか。

○子安保険医療課長 委員ご指摘のように、基金は今現在5千万円、今年度末には6千万円程度になる、それを入れれば保険料が下がるのは確かにその通りではございます。先程、田中委員からのご質問にもありましたように、本町に限らず府内の市町村は、平成36年度に保険料率を含めて全ての府内同一基準について統一するという、国保運営方針に基づいて今現在、運営を行っております。

平成36年度には、本町におきましても統一保険料率を採用することになりますので、その間におきまして、なるべく平準化した形、統一料率は今現在の本町の保険料率より高い位置にございます。先程言いましたように16%程度の差がございます。その中でなるべく平準化した形で、平成36年度にソフトランディング出来るような形で運営の方をやっていきたいというところから、今回1千万円を活用し3%程度の引き上げをお願いしようとしているものでございます。

以上でございます。

○阪口委員 そもそも統一保険料にする、やっぱり市町村もこれは今無理があるから、そういう設定というのはおかしいのではないかというふうに思っているのではないかと思うんです。皆様のご意見をちょっと聞きたいんですけども、そもそも国保は協会けんぽに比べたら倍ぐらいの保険料率になっていて、国保加入者の皆さんいうたら、結局、年金受給者の方とか、それから正規の方やなしに非正規の方が入っておられる保険制度になっていますから、もともと負担が厳しい、その上に又、保険料は協会けんぽの倍ぐらい被保険者は支払わなくてはならない。

そやから、そういう意味で言うたら、府も国に緊急要望いうのをやられましたけれども、以前から全国知事会も市長会も町村長会も全て1兆円国が負担すべきだと言っているというふうに思うんですけども、その辺、このまま国保の保険料がずっと上がって

いく傾向に対してはどのように思っておられるのでしょうか。

○子安保険医療課長 今後の保険料の見通しといったところになるのかと思います。

現在の状況を見ましても、国保の被保険者、これに関しましては社保の適用拡大でありますとか、逆に被保険者の高齢化、とりわけ昭和22年から昭和24年の間に生まれた所謂、団塊の世代という方が、今ちょうど70歳以上に入っております。70歳代の世代の方といいますのは、国保におきましても平均の一人当たり医療費も約倍程度70歳代の方にかかるというところ。又、今言いましたように、団塊の世代が70歳代に突入してきている点、こういったところを考えますと、なかなか保険料がこの先下がっていくということは考えにくいのかなというふうには思っております。

そういったことから、今回の保険料の算定結果も踏まえて大阪府としましても、その辺追加公費等の緊急要望を国の方に求めていかれたのかと思っております。本町におきましても、当然、保険料につきましては被保険者にとっては、安いに越したことはないと言ったら失礼な言い方ですけども、という考えは理解しているつもりではございません。そういったところから、大阪府とも協力しながら国にはその辺を町村長会等を通じて要望するなり、将来的な保険料の上昇の抑制には取り組んでまいりたいというふうには考えておりますので、よろしく願いいたします。

○阪口委員 附属説明資料を見ましても、3頁で一人当たりの医療費がずっと上がっていますね。これ、説明されたように団塊の世代が70歳を迎えると、そういう形でずっと上がらざるを得ぬ訳ですね、それが理由で。今、そしたら国保の加入者はどういう方々いうのか、年金受給者の方とか非正規雇用の方、自営業者の方、大体比率はどれぐらいになっているのでしょうか。

○子安保険医療課長 本町被保険者の職業の構成といったところのご質問でございます。

被保険者全ての職業を把握できている訳ではございませんが、統計データと致しまして、保険料の納付義務者である世帯主の方、こちらについては一定データの方を把握しておりますので、そちらで申し上げますと平成30年4月1日現在でございますが、給与の所得者が442名、全体の23%を占めております。次に、自営業者、自営業等の営業所得者、こちらが265名で14%、農業所得者が33名で1.7%、年金等その他の所得者が716人で38%、所得のない方が437人で23%となっております。

以上でございます。

○阪口委員 やっぱり以前は、国保いうのは自営業者の方が半数ぐらいおられたと思うん

ですけれども、それが今、殆ど無所得の方、年金受給者、合わせて50%以上になっていて、これは国保会計自体が本当に厳しい状況になってきているということだというふうに思うんです。それで、共産党の方の政策としても、国が公費負担1兆円増やせということで言っている訳ですけれども、知事会も市町村会もみんな一緒ですけれども、やっぱり国の方で国保を支えていこうと思ったら、公費負担せざるを得ぬというふうに思うんです。

それで、特にもう一つ問題なのは国保の方は均等割、平等割、協会けんぽなんかは均等割なんかはありませんね。結局、頭数で取ると。それで、頭数で取ると子どもさんがいてるところの負担が結局大きくなるというふうに思うんです。年金の方も大変ですけれども、子どもさんを抱えているところなんか、多子世帯であったら本当に大変だというふうに思うんです。そういう意味で言うたら、均等割をなくす為にも国の1兆円の補助が要ると思いますし、それがあつたらどれぐらい下がるかということと、均等割をなくせば、対象で言うたら。

それと、多子世帯の方に対する補助いうのを始めている自治体もあると思うんです。その辺、今後どのようにお考えかいうのをお聞かせ願いたいんですけど。

○子安保険医療課長 今、2点ご質問をいただきました。

均等割をなくしたらどれぐらい保険料が下がるんやというご質問でございます。なかなか均等割をなくしたらどうなるんやという、いろんな要素がございますので、一概に何ぼ下がりますとか、この方はどのぐらいの影響がありますというのは試算しにくい状況もあり、なかなかお答えしづらいのが現状でございます。

2点目の子どもに対する保険料の減免等のお話かと思えます。

広域化前から設置されております、広域化調整会議というのがございます。そちらの中でも今回の広域化に合わせて、子どもさんの均等割の軽減、あるいは多子世帯への減免、こういったところがずっと話し合いの方をされております。現在もまだ続いているというふうには情報として聞いております。

この広域化調整会議の中で、一点話し合われて実現したのが、昨年12月に条例の方を改正させていただき、平成31年度から適用します賦課割合の変更、これが1つ広域化調整会議の中で多子世帯への配慮という形で、賦課割合を変えようやないかということから、最終的に府内を統一してやろうということになって実現したものでございます。

今後につきましても、引き続き調整会議の場でも、先程申しました子どもさんの均等割の軽減、あるいは多子世帯の減免については話し合われることというふうに聞いておりますし、平成30年度からは国におきましても一定この辺のところの議論がスタートしたというところ、広域化調整会議の方を通じて聞いておるところでございます。

以上でございます。

○阪口委員 府に対してもやっぱりもっと減免する制度を拡充するように、それも含めて太子町独自の制度も創設していただきたい訳ですけれども、やっていただきたいと思えます。

それで、共産党の大阪府議会試算でやりますと、先程の件ですけれども、年収300万円の30代夫婦、子ども2人の4人世帯、これが協会けんぽの保険料が15万3千円なんですけれども、国保の均等割がなくなれば今の29万9千円が15万8千円になると、約協会けんぽに並ぶということで、是非、こういう形になるように引き続いて国に1兆円の公費負担を求めていっていただきたいというふうに思います。

何としてもやっぱり国保のこれ以上の値上げはしないようにしていただきたいというふうに要望しておきます。

○村井委員長 他にございませんか。

○羽山委員 歳出の192頁、ジェネリックの通知、年1回から年3回になった。封筒で年に1回送ってくる、あれはどういうふうに活用しはるの。

○子安保険医療課長 今、委員ご質問のジェネリック差額通知の内容ということでよろしいですかね。

○羽山委員 はい。

○子安保険医療課長 今回、平成31年度から府の基準に基づきまして3回に増やさせて頂く、このジェネリック差額通知でございます。一定、国保連合会の方にあります受診記録等をもとにして処方されている医薬品、この中でジェネリック医薬品がある方で、ジェネリックに変えることで効果のある方全員に通知の方をお送りさせていただいて、薬剤師あるいは主治医の先生とご相談の上、ジェネリックに医薬品に変えて頂くとこの程度安くなりますよというご案内、これを通じてジェネリック医薬品の推進といいますか、使用を進めていきたいという考えのもと通知、発送をさせていただいています。

以上です。

○羽山委員 私も先般、病院で手術してきたんやけれども、最初に入院した時はジェネリ

ックと違ったんですよ、薬価が5万円ぐらいかかっている。ジェネリックにしてやと薬剤師に言うたんです。先生には言われへんねんね、ああいうの。薬局で薬をもらいますやんか、今病院なんかどこでも。薬剤師の人がジェネリックにしますか、しませんかと尋ねてくれはるんですよ。今、薬価が何ぼや、2万円余りです。半分ぐらいになってんねんけども、それで年3回そういう通知を送ってきてくれはって、果たしてそれを対象の人が見るのかどうか。

それで、それからお医者さんへ行って、こんな来てるのでジェネリックにしてくださいよとか言わはるのかどうかというのは、ちょっと疑問が、どうなんかなと思うんですけども、どんなもんでしょうか。

○子安保険医療課長 本町の方にも通知が手元に届いたんやけど、これ、どないしたらええんやという同じようなご質問を頂くケースもございます。その際には、今ご案内申し上げましたように、薬剤師の方でありますとか主治医の方にご相談の上、ジェネリックがある分については変えていただきたい旨、ご案内をさせていただいております。

ただ、一般的な傾向と致しまして、院外処方されている場合、こういった場合は割と比較的ジェネリックに変えていただけるケースが多いようです、医師、薬剤師の方とご相談の上。ただ、院内処方、お医者さんの方で処方して頂く場合には、なかなかジェネリックが進まない、ちょっと理由までは確実に把握はできておらないんですけども、そういう傾向があるというのは一応統計的には出てきております。

何れにしましても、医療費の適正化の為に、この辺のところのジェネリックの使用というのは増やしていかないといけないというところもございますので、ご指摘いただきましたようなところを改善出来るところはないか、検討の方はさせていただきたいと思っております。

以上です。

○村井委員長 他にございませんか。

○森田委員 人間ドックのことでちょっと聞きたいんやけれども、今、太子町で指定の病院というのはどれぐらいあるのかということと、そして、指定してもらうには何か、又、町に負担がかかるのかということをちょっと聞きたい。

○子安保険医療課長 今現在、本町の国保の被保険者の方で、人間ドックを受診いただける所、本町と契約しているところになるんですけども、こちらにつきましては、P L、ベルクリニック、富田林、寺元、赤十字、市大、帝国ホテルクリニック、この病

院の方になっております。契約に当たり何か町の方で負担があるのかというところにつきましては、特にございません。

以上です。

○森田委員 ということは、ここからであったら城山病院なんか沢山行ってはるの多いと思います。私かて行っているんやけれども、そこでレントゲンとかMRIとかやったデータがずっと残っていますやろ。そやから私、あそこへ行きたいな、城山へ行きたいなと思っているんやけど、そういうのは指定してもらわんと補助はない訳やな。

○子安保険医療課長 こちらの人間ドックの受診機関につきましては、特に指定とかいうルールがある訳ではなくして、私どもの方で被保険者の利便性等を考えて、大阪市内であるとか堺方面、又、近隣の重立った病院で契約をしているというところがございます。

今回、城山ということでご質問をいただいておりますけれども、当然、その辺の声が大きくなれば利便性を考えて、私どもも検討はしないといけないとは思っております。

以上です。

○村井委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○村井委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

○阪口委員 議案第7号、平成31年度太子町国民健康保険特別会計予算について、意見を付けて賛成の立場で討論を行います。

全国どこでも高過ぎる国民健康保険料に住民が悲鳴を上げています。滞納世帯は289万、全加入世帯の15%を超えています。無保険になったり保険証を取り上げたり等、生活の困窮で医療機関の受診が遅れた為、死亡した事例が昨年1年間で77人に上るといふ深刻な事態も起こっています。

政府は昨年4月から国保の都道府県化をスタートさせましたが、問題解決にはなりません。高過ぎる保険料を引き下げ、国保の構造的な問題を解決する為には、公費を投入するしかありません。全国知事会、全国市長会、全国町村会等も国保の定率国庫負担の増額を政府に要望し続けており、2014年には公費を1兆円投入して協会けんぽ並みの負担率にすることを政府与党に求めました。

又、日本共産党も昨年11月に高過ぎる国民健康保険料を引き下げ、住民と医療保険

制度を守る為の提案を行いました。公費を1兆円投入し、均等割、平等割をなくせば、協会けんぽ並みの保険料に引き下げることができます。是非、国に対して財政支援を強く求めてください。

大阪府は保険料率と減免制度を府内で一本化し、市町村が保険料軽減の為に独自で実施している法定外からの繰り入れをなくす方針を示しており、低所得者が軒並み大幅な国保料値上げとなります。6年間の激変緩和措置を設けてはいますが、大幅な国保料値上げは避けられません。太子町では、平成30年度は何とか保険料を据え置きましたが、今年度は保険料が上がります。日本共産党は住民の願いに逆行する値上げには反対です。しかし、府が言うままに保険料を値上げする自治体もある中で、基金1千万円を繰り入れ、保険料の値上げ幅を抑える為の努力がなされました。それは、住民の暮らしが見えている太子町だからこそ出来る温かい政治であり評価するものです。

是非、市町村が住民の為に努力することすら否定することになる府内統一化には反対してください。基金がなくなったとしても一般会計からの繰り入れで、保険料を引き下げることや、第2子や第3子以降の子どもの均等割を減免する、多子世帯減免を府に求めると共に、太子町独自に子育て支援の観点で実施する等、住民の暮らしを守る一層の努力を要望致しまして、意見を付けての賛成討論といたします。

○村井委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○村井委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第7号を原案通り可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○村井委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第7号、平成31年度太子町国民健康保険特別会計予算は、原案通り可決することに決しました。

それでは、ここで、暫時休憩と致します。

午前10時27分 休 憩

午前10時35分 再 開

○村井委員長 それでは、再開致します。

次に、議案第11号、平成31年度太子町介護保険特別会計予算、これを議題と致し

ます。

本件について説明を求めます。

○東條高齢介護課長 それでは、議案第11号、平成31年度太子町介護保険特別会計予算について、附属説明資料並びに予算書によりご説明申し上げます。

それでは、附属説明資料の1頁をお開き願います。

左の上です。平成31年度当初予算の概要でございます。

第7期事業計画の中間年度となる平成31年度の当初予算は、当該計画及び平成30年度の実績に基づいた予算編成としてございます。又、地域支援事業につきましては、本町オリジナルの地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、多様なサービスを創出すると共に、充実4事業等の取り組みを進めていくこととしております。

表の一番下をご覧いただきたいと思っております。

第7期、平成31年度当初予算の総額でございます。12億1千117万7千円、前年度に比べ1.7%の増、その右、歳出の大半を占めております保険給付費で11億1千749万1千円、前年度比2.4%の増。そのうち地域支援事業費は7千623万5千円で、前年度比4.8%の減となっております。

次に、その下の当初予算の推移でございます。

当初予算総額、保険給付費、地域支援事業費をそれぞれ棒グラフで示してございます。制度開始以降、それぞれ増加を続けており、今後も増加していく見込みとなっております。

2頁目をお願いいたします。

1、予算の状況につきましては、後ほど予算書にてご説明申し上げます。

中ほどの、2、太子町における高齢者の状況等をお願いいたします。

①高齢者数、65歳以上の人数は、平成31年度当初で3千807人と見込んでおり、前年度に比べ66人の増となっております。その右の表は、第7期計画での計画値を記載しており、平成31年度は3千811人とほぼ計画通りとなっております。

その下、②認定者数は、平成31年度で592人、前年度に比べ11人の増と見込んでおり、右の計画値617人との乖離が見られております。

その下、③施設・居住系サービス利用者数の平成30年10月の実績値は、平成30年度の計画値に比べ、介護老人福祉施設が多く、地域密着型特養が少ない状況となっております。

恐れ入ります、3頁をお開き願います。

3の保険給付費です。

①保険給付費に係る財源構成につきましては、下のグラフの通り、施設給付分とその他給付分で、国・府の負担割合は変わっておりますが、全体の2分の1を、国・府・町の公費で賄い、残りを保険料で賄ってございます。表中の各負担割合に基づき、予算計上をさせていただいております。

4頁をお願いいたします。

②保険給付費の内訳について、こちらも後ほど予算書にてご説明させていただきます。その下にあります、保険給付費の構成比の円グラフをご覧ください。

居宅サービス費が44.8%、施設サービス費が26.9%、地域密着型サービス費が16.2%と合わせて全体の87.9%を占めております。

恐れ入ります、次の5頁をお開き願います。

4、地域支援事業費です。

本町の地域包括ケアシステムの実現に向けた具体的な取り組みで、1つ目として、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取り組み、2つ目として、生活支援体制の整備、3つ目として、在宅生活を支える医療と介護の連携、4つ目として、認知症の方への支援の取り組み、これらの取り組みを一体的に推進しながら、高齢者を地域で支えていく体制を構築することとしております。

尚、総合事業や生活支援体制整備事業等を更に推進し、安定化を図る為、太子町社会福祉協議会とのパートナーシップをより強化し、支え合いのある地域づくりを進めていきたいと考えてございます。

①の地域支援事業費に係る財源構成のグラフは、介護予防・日常生活支援総合事業と包括的支援事業・任意事業のそれぞれの財源充当の負担割合を示しております。

次の6頁をご覧くださいと思います。

②地域支援事業費の内訳です。

各事業の予算額を一覧表で示してございます。個々の内容につきましては、こちらも予算書にて説明させていただきます。

その下の地域支援事業の概要図は、保険給付、介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業等の対象者と、移行防止や重度化防止の流れをあらわしております。介護予防・生活支援サービス事業の対象者は、点線で囲んでおります事業対象者と要支

援1・2の方となっております。

それでは、引き続き予算書にて説明させていただきます。

予算書の252、253頁をお開き願います。歳出からご説明申し上げます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費436万6千円、前年度に比べ180万円の減。減の主な要因は、介護保険パンフレットの印刷費や、電算管理経費の減によるものです。

事業別区分の1、一般管理事業93万3千円は、職員旅費や郵便料等を計上しております。

次の2、電算管理事業343万3千円は、介護保険業務に係る自治体クラウドの利用料等を計上しております。

次の2項徴収費、1目賦課徴収費70万7千円、前年度に比べ2万6千円の増。

事業別区分の1、賦課徴収事業は、介護保険料の賦課徴収に係る経費を計上しております。

次の3項認定審査会費、1目認定調査費1千156万7千円、前年度に比べ2千円の増。

事業別区分の1、認定調査等事業は、主に認定調査を行う非常勤嘱託員の賃金と、恐れ入ります、255頁をお開き願います。主治医意見書手数料、認定調査委託料、又、3町村で共同設置しております認定審査会の事務費負担金を計上させていただいております。

次の4項計画推進費、1目計画推進費17万4千円。

事業別区分の1、計画策定事業は、介護保険事業計画等推進会議の運営に係る経費です。

次の2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目介護サービス等諸費11億1千675万2千円、前年度に比べ2千607万5千円の増。

増の主な要因は、施設介護サービス給付費の増によるものとなっております。

歳出予算の92.3%の割合を占める保険給付費の事業別区分の1、介護サービス等給付事業10億2千769万8千円は、要介護1から5の方が対象となる事業で、次の2、介護予防サービス等給付事業1千654万2千円は、要支援1、2の方が対象となる事業です。

支出内訳にございます、居宅介護、介護予防、それぞれのサービス給付費は、訪問介

護、通所介護、短期入所生活介護等の利用に係る給付費となっております。

次のそれぞれのサービス計画給付費は、ケアプラン作成に係る給付費です。

次のそれぞれの住宅改修費は、手すりの取り付け、洋式便所への改造等に係る給付費となっております。

その次のそれぞれの福祉用具購入費は、ポータブルトイレ、入浴補助用具、簡易浴槽等の購入に係る給付費となっております。

次の施設介護サービス給付費は、特別養護老人ホームや介護老人保健施設等の利用に係る給付費です。

その次の地域密着型介護サービス給付費は、地域密着型特別養護老人ホームや地域密着型通所介護等の利用に係る給付費です。

次に、事業別区分の3、高額介護サービス等事業2千501万8千円は、同じ月に利用した介護サービスの自己負担が高額になった場合、所得区分に応じて上限額を超えた分を支給するもので、利用者負担の軽減を図るものとなっております。

次の4、高額医療合算介護サービス等事業474万8千円は、介護保険と医療保険の両制度における自己負担額の上限額を超えた部分を支給するものでございます。

257頁をお開き願います。

事業別区分5、特定入所者介護サービス等事業4千274万6千円は、低所得の方の介護保険施設利用時の食費や居住費に係る費用が上限を超えた部分について、介護保険から給付を行うものです。

次の2目審査支払手数料73万9千円、前年度に比べ1万5千円の増。

事業別区分の1、審査支払事業は国民健康保険連合会への審査支払手数料です。

3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費1千807万5千円、前年度に比べ312万6千円の減。

減の主な要因は、通所型サービスB事業の皆減によるものです。本事業の対象は、要支援1、2を含む介護予防・生活支援サービス事業対象者ですが、各事業を利用するには、地域包括支援センターが実施する介護予防ケアマネジメントに基づく必要がございます。

事業別区分の1、訪問介護相当サービス事業252万円は、事業所が実施するこれまで同様の介護サービスに相当する訪問介護でございます。

次の2、訪問型サービスB事業62万4千円は、住民主体の生活援助等サービスを実

施する団体への補助金となっております。

次の3、訪問型サービスC事業177万3千円は、事業対象者に対し、保健・医療の専門職が期間を設定し、集中的に訪問型サービスを提供するものとなっております。

恐れ入ります、259頁をお開き願います。

事業別区分の4、訪問型サービスD事業266万4千円は、住民主体の移動に係るサービスを実施する団体への補助金です。

尚、住民主体のサービスである訪問型サービスB事業・生活支援サービスと、訪問型サービスD事業・移動支援サービスについては、寿喜菜の会やプラスワンサービス等の、各住民活動団体と連携すると共に、SASAE愛太子の協議を踏まえて、地域ニーズに対応出来る事業を実施することとしてございます。

次の5、通所介護相当サービス事業792万円は、事業所が実施するこれまで同様の介護サービスに相当する通所介護でございます。

次の6、通所型サービスC事業164万8千円は、作業療法士等の専門職による短期集中予防サービスで、保健センターで実施しております、生き生きトレーニングに係る経費を計上しております。

尚、本事業の参加者送迎は、プラスワンサービスが実施する訪問型サービスD事業により行っております。

次の7、介護予防ケアマネジメント事業92万6千円は、介護予防・生活支援サービス対象者のケアプラン作成に係る費用となっております。

次の2項一般介護予防事業費、1目一般介護予防事業費1千151万5千円、前年度に比べ219万6千円の減。

減の主な要因は、一般介護予防事業評価事業の皆減によるものとなっております。一般介護予防事業費は、第1号被保険者の全ての人とその支援の為の活動に関わる人を対象としております。

事業別区分の1、介護予防把握事業152万7千円は、看護師によるふれんど訪問に係る経費で、介護予防が必要な方を早期に把握し、必要な相談・指導を行っているところでございます。

恐れ入ります、261頁をお開き願います。

事業別区分の2、介護予防普及啓発事業119万9千円は、介護予防を目的とし、福祉センター1階で実施しておりますお達者トレーニングや、町内事業所の持ち回りで実

施しております介護予防教室等に係る経費を計上させていただいております。

次の3、地域介護予防活動支援事業577万8千円は、元気ぐんぐんトレーニングの活動支援や、高齢者交流サロンへの事業費補助、又、閉じこもりがちな高齢者を対象としたふれあい農園等に係る経費を計上しております。

尚、今年度より、19節負担金補助及び交付金の交流サロン推進事業費補助金の運営補助の対象項目に、町会・自治会集会所の使用料を追加予定しております。現在、町内7ヶ所で交流サロンを開設させていただいております。

次の4、地域リハビリテーション活動支援事業301万1千円は、作業療法士、理学療法士が高齢者宅に出向き、高齢者の有する能力を評価し、改善の可能性等の助言する事業、又、運動指導士が、元気ぐんぐんトレーニング等の地域活動拠点に出向き、技術的な支援を行う為の委託料を計上させていただいております。

恐れ入ります、262頁、263頁をお開き願います。

3項包括的支援事業・任意事業費、1目総合相談事業費2千236万2千円、前年度に比べ52万6千円の増です。

増の主な要因は、職員人件費の増によるものとなっております。

事業別区分1、職員人件費1千798万円は、地域包括支援センターの正職員2名の人件費となっております。

次の2、総合相談事業438万2千円は、非常勤嘱託の社会福祉士1名の賃金を始め、地域包括支援センターの運営に係る経費を計上させていただいております。

次の、2目権利擁護事業費29万8千円、事業別区分の1、権利擁護事業は、高齢者虐待防止に係る該当者の保護や、養護者の支援に当たって法的な問題を適正・迅速に解決する為、社会福祉士と弁護士との支援を受ける高齢者虐待防止事業委託料と、虐待を除く高齢者案件に対する法律支援として、弁護士による支援事業を計上しております。

264頁、265頁をお開き願います。

3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費3万円、事業別区分の1、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業は、河南町・太子町地域ケア担当者会議の研修会の講師謝礼を計上しております。

次の4目任意事業819万2千円、前年度に比べ40万7千円の減。

減の主な要因は、食の自立支援事業見守り業務委託料の減によるものとなっております。

事業別区分の1、介護給付等費用適正化事業96万3千円は、利用者に適切なサービスを提供出来るよう、又、介護給付費の適正化を図る為、ケアプランや給付のチェックに要する経費を計上しております。尚、ケアプラン点検委託は、地域のケアマネジャーの資質向上につながるものとしてございます。

次の2、家族介護支援事業396万1千円は、要介護3以上の高齢者に対する紙おむつ等の介護用品の給付費等を計上しております。

次の3、介護相談員等派遣事業94万円は、町が委嘱し、府開催の研修等を受講した介護相談員が事業所等の現場で、介護サービス利用者の相談に応じ、疑問や不満、不安を解消すると共に、事業所等へ利用者の思いを伝え、サービス向上につなげる等、現在8名の方に活躍していただいております。

次の4、成年後見制度利用支援事業148万8千円は、親族等による申し立てが期待できなく、町が申し立てをする必要がある際の申請に係る経費と、審判を受けた方が生活保護受給者等に該当した場合の成年後見人費用助成金です。尚、現在、1名の方に助成しております。

次の5、見守り訪問事業76万2千円は、ひとり暮らしの高齢者等を対象とした、週4回の配食による食の自立支援事業としての見守りや、乳酸飲料の配付による愛の一声見守り訪問、又、緊急通報装置の受信・相談業務委託に係る経費を計上しております。

恐れ入ります、267頁をお開き願います。

事業別区分の6、住宅改修支援事業3万円は、居宅サービス計画を立てていない要介護・要支援認定者の住宅改修の際に、居宅介護支援専門員、ケアマネジャーが理由書を作成した場合に、一件2千円の費用補助を行っております。

次の7、認知症サポーター等養成事業4万8千円は、認知症サポーターを養成し、その核となるキャラバンメイトの活動の経費となっております。

次の5目在宅医療・介護連携推進事業費244万8千円、前年度に比べ113万6千円の減。

減の主な要因は、医療・介護情報マップ等作成業務委託の皆減によるものでございます。

事業別区分の1、在宅医療・介護連携推進事業は、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられることが出来るよう、居宅に関する医療機関と介護サービス事業者等の関係者の連携を推進する

もので、アルバイト職員や、太子町、河南町、千早赤阪村の3町村と、医師会、歯科医師会、薬剤師会の3師会の6者による、地域包括支援ネットワーク推進協議会に要する経費等を計上してございます。

次の6目生活支援体制整備事業費884万8千円、前年度に比べ322万1千円の増。増の主な要因は、生活支援コーディネーター委託料の増によるものでございます。

事業別区分の1、生活支援体制整備事業は、高齢者が住みなれた地域で自立した日常生活を営む為に、高齢者の生活支援サービス等を創出するもので、SASAE愛太子協議会の運営に要する経費や、社会福祉協議会へ業務委託しております生活支援コーディネーターの委託料等を計上してございます。

恐れ入ります、268頁、269頁をお開き願います。

7目認知症総合支援事業費347万5千円、前年度に比べ64万5千円の減。減の主な要因は、認知症に関する冊子、認知症ケアパスの印刷製本費の皆減によるものとなっております。

事業別区分の1、認知症地域支援・ケア向上事業329万2千円は、医療・介護の支援機関をつなぐコーディネーター役を担う、認知症地域支援推進員の人件費等を計上しております。

次の2、認知症初期集中支援推進事業18万3千円は、認知症初期集中支援チームのチーム員となる認知症サポート医の訪問に係る報償費と、保健師、看護師、社会福祉士等の訪問担当者の研修費用等を計上してございます。

次の8目地域ケア会議推進事業費95万8千円、前年度に比べ4万4千円の減です。

事業別区分の1、地域ケア会議推進事業は、よりよい地域包括ケアの実現の為に課題を的確に把握し、解決していく手段を導き出す為の会議で、助言者である薬剤師、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、管理栄養士の専門職の謝礼等を計上しております。

恐れ入ります、270頁、271頁をお開き願います。

4項その他諸費、1目審査支払手数料3万2千円。

事業別区分の1、審査支払事業は、総合事業に係る国民健康保険連合会への審査支払手数料です。

次の2目その他諸費2千円。

事業別区分の1、高額介護予防サービス費相当事業は、総合事業に係るもので、介護サービス給付と同様に、世帯として自己負担が高額になった場合の利用者負担の軽減を

図るものと、介護保険と医療保険の両制度における自己負担額の上限額を超えた部分を支給するものでございます。

次の4款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金13万6千円、事業別区分の1、介護給付費準備基金積立金事業は、介護給付費準備基金の利子を積み立てるものでございます。

次の5款公債費、1項公債費、1目利子15万円、事業別区分の1、利子事業は年度内の資金運用に係る一時借入金に対する利子でございます。

恐れ入ります、272頁、273頁をお開き願います。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者還付金30万円と、次の2目第1号被保険者還付加算金5万円は、転出や死亡時等、第1号被保険者への返還金と加算金でございます。

次の3目償還金1千円は、国・府支出金等返還金に対しての枠取りでございます。

次に、歳入のご説明を申し上げます。

246頁、247頁をお開き願います。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料2億8千659万6千円、前年度に比べ77万円の増となっております。

次に、2款使用料及び手数料、1項手数料、1目総務手数料1千円は、納付証明書交付手数料を計上してございます。次の2目督促手数料は2万円を計上しております。

次の3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金2億632万4千円、前年度に比べ419万8千円の増。国の負担金で施設給付分は保険給付費の15%、その他の給付分は20%の法定割合で見込んでおります。

次の2項国庫補助金、1目調整交付金3千799万4千円、前年度に比べ437万9千円の増、給付費の3.4%で見込んでおります。

次の2目地域支援事業交付金2千247万8千円、前年度に比べ6万4千円の減。総合事業、包括的支援事業、任意事業の3事業からなる地域支援事業に対する国からの交付金でございます。

次の3目保険者機能強化推進交付金200万円の皆増は、高齢者の自立支援・重度化防止等に関する取り組みを支援するもので、平成30年度からの新たな交付金となっております。

次の4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金3億172万

2千円、前年度に比べ704万4千円の増。第2号被保険者、40歳から64歳の介護保険料の社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。何れも給付費に伴う負担割合で計上しております。

次の2目地域支援事業支援交付金799万8千円、前年度に比べ143万7千円の減。地域支援事業に対する支払い基金からの交付金です。

恐れ入ります、248頁、249頁をお開き願います。

5款府支出金、1項府負担金、1目介護給付費負担金1億5千685万9千円、前年度に比べ428万1千円の増。施設給付分17.5%、その他給付分12.5%で見込んでおります。

次の2項府補助金、1目地域支援事業交付金1千147万6千円、前年度と比べ13万円の減。地域支援事業に対する大阪府からの交付金となっております。

6款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金13万6千円は、介護給付費準備基金の積立金利子でございます。

次の7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金1億3千968万6千円は、前年度に比べ326万1千円の増。給付費に対する法定割合による町負担分でございます。

次の2目地域支援事業繰入金1千770万1千円、前年度に比べ187万3千円の減。地域支援事業に対する町負担分となっております。

次の3目その他一般会計繰入金1千698万8千円、前年度と比べ177万2千円の減。事務費等に係る一般会計からの繰入金です。

次の4目低所得者保険料軽減繰入金245万円は、被保険者の保険料のうち、第1段階の方の負担に対する国の軽減制度に伴う繰入金となっております。一般会計の繰出金の財源は、国2分の1、府4分の1、町4分の1となっております。

次の2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金74万円、前年度に比べ43万1千円の減。予算上、保険料の不足分を介護給付費準備基金から繰り入れるものとなっております。

恐れ入ります、250頁、251頁をお開き願います。

8款繰越金、1項繰入金、1目繰越金、又、9款諸収入、1項延滞金加算金及び過料の1目第1号被保険者延滞金、2目第1号被保険者加算金、3目過料、又、次の2項預金利子、1目預金利子、又、その次の3項雑入、1目第三者行為納付金、2目返納金、

3目雑入については、何れも1千円を計上した枠取り予算となっております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いいたします。

○村井委員長 只今、説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○寺町委員 261頁の交流サロンのことについてちょっとお尋ねいたします。

立ち上げ的なところで皆増的な資金の補助的なものと認識しているんですけども、あとの運営に関しても補助があるんですね。

○東條高齢介護課長 高齢者交流サロンにつきましては、立ち上げ時の設備に対する補助と運営補助を毎月支出させていただいております。

以上です。

○寺町委員 今現在、7ヶ所という報告を受けているんですけども、これ、計上予算が150万円ということは立ち上げ資金の金額だと思うんですけども、今回、もしくは将来に向けて何ヶ所まで、あるいは今年度はどういう形での開所があるのかどうか。

○東條高齢介護課長 高齢者交流サロンの今後へ向けての取り組みということでございます。一定、7ヶ所の交流サロンにつきましては、平成29年度段階で7ヶ所まで整備をいたしておきまして、平成30年度におきましても、当然13ヶ所を目処に計画しておりますので、ある程度展開を広めていこうということで取り組んでおったんですけども、今回、平成30年度の地域支え合いの勉強会の方が生活支援をメインテーマに置かず、防災ということで入らせていただきましたこともありまして、平成30年度の今のところ新設はございません。

先程の説明させていただきました13ヶ所は、一定国の方が1千人に1ヶ所を目処に集いの場をつくっていくようにということで、指針なり示されておりますので、13ヶ所を目途に頑張っておるところでございます。

以上です。

○寺町委員 変わりました267頁、生活支援コーディネーターの委託料ということで計上されています。これは、社会福祉協議会に委託をされる案件だと認識しているんですけども、これの作業内容というのかな、どういう取り組みをしていただける方なのか、ちょっと教えていただけたらと思います。

○東條高齢介護課長 生活支援コーディネーターの役割というご質問かと思えます。

基本的に生活支援コーディネーターは、生活支援体制整備ということで、高齢者が地域で住んでいくのに困らないような状況を町としてつくっていく為のコーディネーター役となってございます。基本的には地域ケア会議で上がってきたような、地域で住んでいる時の課題であったり、地域の中での生活支援が必要なサービス、移動が必要なサービスである諸課題を地域を回りまして、今で言うと勉強会なんですけれども、勉強会に出てきたニーズを掘り起こしまして、S A S A E 愛太子協議体という生活支援コーディネーター、生活支援体制整備の協議体と共にそのコーディネーター役が地域とその協議体をつないで、地域にとって必要な支援の内容というのを作り出していくという役割を持っておりまして、本町におきましては、社会福祉協議会の方に随意契約ということでお願いしているところでございます。

以上です。

○寺町委員 それについて、地域、地域と、今7ヶ所あるんですけれども、ふれあいのところで。あと、13ヶ所で行われるのとは別個の問題だと思うんですね。地域でやるということは、各地域の集会所を活用されてやる、地域の方にアドバイスするようなお仕事になるんですか。それは、地域ということは、福祉委員とか民生委員とかいらっしやるんですけれども、そういうところとのタイアップ的な作業なんでしょうか。

○東條高齢介護課長 地域における集い、通いの場というのが一定、今の高齢者交流サロンという今回立ち上げさせていただいている部分と、以前から小地域ネットワーク事業で社協の方が取り組んでおられます、いきいきサロンというものと、平成19年度やったかちょっとあれなんですけれども、ぐんぐんトレーニング、各町会、自治会の有志といますか、参加者で、グループですね、選ばれている25グループと3種類あるかと思っております。

先程副委員長がおっしゃられておりました、高齢者交流サロンへの地区福祉委員の参画等のお話かと思えますけれども、生活支援体制整備と連動した形で今、介護予防の一環としております、このサロンにつきましては、個人であったり、例えば団体というのが各町会、自治会の集会所又は各個人のお宅、もしくは空家、空き店舗を活用されてやっているサロンでございまして、自主的に住民が、私、サロンをして、ここの場所で集いの場を作りますという方が中心となって実施していただいている事業でございます。

以上です。

○村井委員長 他にございませんか。

○羽山委員 認定審査会の最短の認定出来る期間というのはどれぐらいになっていますか。

○東條高齢介護課長 約1ヶ月が最短となっております。

以上です。

○羽山委員 医師の意見書いうのをもらわなあかんねんと思うのだけれども、時間的に1ヶ月、そんなに時間はかかるものでしょうか、もっと早くできないんですか。

○東條高齢介護課長 認定調査の認定結果におきましては、基本的に30日というのを目処にということをおっしゃっておるんですけども、先程委員おっしゃっていたような形で、お医者さんの方に医師の意見書を頂く際に、なかなか返ってこないというような場合であったり、状況が安定しないとお医者さんの方も意見書はまだ書く状態にないというようなことで、担当課としましては極力お待たせすることがないように、早急に認定の結果を出せるようには取り組んでいるところでございます。

以上です。

○羽山委員 なるべく早く認定を出せるように努力をお願いします。

○村井委員長 他にございませんか。

○田中委員 高齢者数の推移は大体予定通りいってんねんけれども、認定者数が予定よりかなり下回っているというところなんですけれども、そこら意図的に抑えようとしているのか、そんなことはないと思うねんけれども、そこらの要因的なものがあるんでしょうか。

○東條高齢介護課長 認定者数の推移がそんなに計画より伸びていないという要因なんですけれども、ここ近年、ずっと給付費も含めましてそんなに伸びていないと、何かと言いましたら、認定者数が伸びないということで、1つはいつも申し上げているような介護予防の取り組みを以前から、先進的に取り組んできた結果であろうかなというのが1つと、もう一つは、今後、太子町におきましては、人口の構造自身がこれから急速に加速していきますので、これから75歳が一気に増えていくという人口構造になっているのが一点あるかなと思いますのと、委員ご指摘の、例えば介護の窓口で締め出しではないですけども、そういったことはないかという部分につきましては、本町におきましては当然、介護サービスが必要な方に必要なサービスをモットーに窓口の方でもさせていただいておりますので、その辺は大丈夫かと思えます。

以上です。

○田中委員 あと、ちょっとわかりにくいかとは思いますが、認知症がもとで認定されている方みたいなのは把握されているんですか。

○東條高齢介護課長 すいません、数の方までは把握しておりません。

○村井委員長 他にございませんか。

○阪口委員 町独自で地域包括ケアシステムの実現に向けて、さまざまな努力をされているというのは、今言われていたと思うんですけれども、これは、結局要支援1、2の介護予防とか生活支援サービス、介護保険から切り離して、結局のところボランティア頼みだと思ってしまうんですけれども、その辺努力されているけど問題点というか、その辺はどのように認識されておられるのでしょうか。

というのは、これまた、第8期になってきたら今度は介護1、2もそういう形になってくると思うので、ますます増えてくると思いますけれども、その辺どうお考えなのでしょうか。

○東條高齢介護課長 介護1、2におきましても、又、次期の計画でそういったお話が出ているということと、あとは、国の方でも持続性ということで取り組みを進めておられる中で、こういった給付と市町村事業というのを切り話してやっているところかなと思っております。市町村事業の地域支援事業で取り組む枠の範囲につきましては、当然、制度としておりてきますので、その中で一番いい形を本町の介護保険の次期支援事業として進めていきたいと思っておるのが一点と、もう一つ、委員ご指摘の公費なり、国なりの経費の入り方につきましては、調整交付金の方もうちの場合3%程度となっていて、5%、2%、隙間があるというようなこともございますので、その辺につきましては、町村長会も通じまして国の方に要望しているところでございます。

以上です。

○阪口委員 是非、保険料だけではなかなか難しいというふうに思いますので、国の方がもっともっと負担すべきというふうに思うんです。

それで先程の特定入所者介護サービス、これ、低所得者の方の食事等を補助するという形でやって、この間、預貯金がある人はできないと、これも第8期になってきたら今度は固定資産を持っている人は補助できないというふうになってくることが言われているんですけれども、実際、預貯金があってもどれぐらいの人に影響があったんですか。今後またどれぐらい影響が出てきそうですか。

○東條高齢介護課長 今、委員のおっしゃってございました預貯金の上限での線引きについ

て、その時でどれぐらいの方が対象というのは、今ちょっと数字は持っておらないんですけれども、平成30年2月の段階でその制度の利用者数なんですけれども、特養で41人と、老健施設で22人の利用があり、数字はそういうことです。

以上です。

○阪口委員 介護保険制度自体は介護の社会化ということでされた訳なんですけれども、なかなかそうまいことっていないと。安倍内閣自体が介護離職者をゼロにするんや言うと思った訳なんですけれども、実際、全然減っていない訳ですし、その辺から言うたら、介護は本当に市町村や高齢者任せにするんやなしに、公費負担がもっと必要だと思うんですけれども、国には意見を上げているとおっしゃっていたんですけれども、今後、その辺はどのようにやっていかれるんでしょうか。今後も引き続きいろんな形で進めていただけますか。

○東條高齢介護課長 当然、介護保険制度は国が制度設計をするんですけれども、我々保険者としましても、当然その制度がどういったべきものであるかというので問題があるような場合は、やっぱり要望なりしていきたいと思っております。

以上です。

○村井委員長 他にございませんか。

○寺町委員 ちょっと教えてください。認知症と認定されている方が一応18人前後の数字が予算化、別紙明細の2頁のところに載っているんですけれども、この人数が太子町の今の現状なんでしょうか。別紙明細2頁、一番下。

○東條高齢介護課長 副委員長ご指摘の2頁の認知症対応型共同生活介護とありますのは、グループホームを利用されている居住系サービスの利用状況ということで、実績を記載させていただいております。

以上です。

○寺町委員 認知症を認定された方というのは、対象で何人ぐらいいらっしゃるんでしょうか。

○東條高齢介護課長 計画策定時に認知症の方が対象で何名というような数字のつかみ方はしておりませんで、一般的な計画策定をする時には、当然、日本におけるといいますか、一般的に使われている率を掛けさせていただいて、計画には記載させていただいておりますけれども、今現在、何名の認知症の方がおられるというのは把握してございません。

以上です。

○寺町委員 一応、認知症の総合的な支援事業ということで、殆ど人件費だと思うんです。又、ボランティアの方に応援していただけるような予算措置をされているんですけども、新聞なんかにはちょっと載っていたんですけども、認知症の方が万が一、第三者に迷惑行為をされた時に、賠償的なところの保険があったやに聞いたんですけども、そのところは周知されていますか。

○東條高齢介護課長 私の方も報道等でそういったのを目にさせていただいて、実際、各市町村、保険者の方でそういった部分に対して、補助なりというのは何かやっているところがあったか、なかったかなというようなところでございまして、本町においては今現在のところまだそういった状況でございます。

以上です。

○村井委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○村井委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○村井委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第11号を原案通り可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○村井委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第11号、平成31年度太子町介護保険特別会計予算は、原案通り可決することに決しました。

次に、議案第12号、平成31年度太子町後期高齢者医療特別会計予算、これを議題といたします。

本件について説明を求めます。

○子安保険医療課長 議案第12号、平成31年度太子町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、内容のご説明を申し上げます。

まず始めに、附属説明資料をお願いいたします。附属説明資料の1頁をお願いいたします。

平成31年度当初予算の総額は1億9千623万4千円で、前年度比1千19万8千円、5.5%の増となっております。

まず、1頁の歳入でございます。保険料で1億5千341万8千円、前年度比1千26万5千円、7.2%の増となっております。増の主な要因は、被保険者の増加によるものとなっております。

尚、特別徴収と普通徴収の現年度分における割合は、これまでの実績から6対4の割合と想定し、予算計上いたしております。又、滞納分と致しましては57万4千円を計上いたしております。

繰入金の事務費繰入金341万3千円は、歳出の総務費に係る一般会計からの繰入金となっております。保険基盤安定繰入金3千337万2千円は、政令軽減に係る7割、5割、2割の保険料軽減分を一般会計より繰り入れるものとなっております。その他、繰越金と延滞金等のその他の収入を加えまして、総額1億9千623万4千円の予算総額となっております。

次に、歳入予算の表の下でございます。

被保険者見込数は年度平均で1千880人、前年度と比べまして86名の増を見込んでおります。そのうち政令軽減に係る方は合計で1千86人、被保険者全体の約6割の方が軽減対象となるものと見込んでおります。

次に頁右側、2頁をお願いいたします。歳出でございます。

まず、総務費でございますが、徴収等に係る事務経費と致しまして、総務費で343万3千円、前年度と比べまして37万6千円の減となっております。

次に、広域連合納付金は1億9千217万円で、保険料と保険基盤安定繰入金等の収入を広域連合に納付する納付金となっております。

その他、過年度分の保険料を返還する場合の保険料還付金及び還付加算金を計上いたしております。

それでは、予算書の方をお願いいたします。284頁、285頁をお願いいたします。

まず、歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費225万5千円、前年度と比べまして107万8千円の減でございます。

事業別区分1の一般管理事業225万5千円ですが、後期高齢者医療に係るクラウドシステム利用料や被保険者証の郵送等の経費を計上いたしております。

減の主な要因と致しましては、電算システムのクラウド化による保守経費等の減によるものでございます。

2項徴収費117万8千円、前年度と比べまして70万2千円の増。

事業別区分1の徴収事業117万8千円ですが、保険料に係る納付書等の作成及び郵送費等を計上いたしております。

増の主な要因と致しましては、納付書や納付済通知書の作成や封入作業を業者に委託する為の経費を後期業務委託料として新たに計上したことや、納付書等の印刷物の増によるものとなっております。

2款広域連合納付金1億9千217万円、前年度比1千65万3千円の増となっております。増の主な要因は、被保険者の増に伴います保険料収入の増加に伴うものでございます。

事業別区分1の広域連合納付金1億9千217万円ですが、被保険者から納付いただきました保険料及び一般会計からの保険基盤安定繰入金を広域連合へ納付する額として、広域連合納付金を計上いたしております。

次の頁をお願いいたします。286、287頁です。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金62万1千円、前年度比7万9千円の減。

2目還付加算金、前年度と同額の1万円は、過年度分保険料の返還に係る還付金及び還付加算金を計上いたしております。

以上が歳出でございます。

続きまして、歳入でございます。282頁をお願いいたします。

1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料では9千323万5千円を。2目普通徴収保険料では6千18万3千円をそれぞれ計上いたしております。被保険者1千880人分に係る保険料となっております。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料で、前年度と同額の3万円を計上いたしております。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金341万3千円、前年度比37万6千円の減となっております。

主な減の要因は、事務費繰入金の対象となる総務費の減によるもので、電算システムのクラウド化による維持管理経費の減となっております。

次に、2目保険基盤安定繰入金で前年度比30万9千円増の3千337万2千円を計上いたしております。

尚、昨年度行われました保険料軽減特例軽減の見直しに伴いまして、元被扶養者に対する均等割軽減期間が2年間と限定されたことから、対象者数の減を見込み計上いたしております。

4款繰越金でございますが、前年度と同額の600万円を計上いたしております。

5款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金につきましては、予算の頭出しと致しまして1千円を計上いたしております。

議案第12号、平成31年度太子町後期高齢者医療特別会計予算についての説明は以上です。

何卒よろしくご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○村井委員長 只今、説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○田中委員 来年度の保険料いうのかな、7%ほどと書いてあったのかな、それが人数だけの原因でそれだけ増えてくることらしいんですけども、今後、ますます団塊の世代の方が70を過ぎてどんどん75に入っていくというところで、太子町がどうこうするべきものではないですけども、そこらはある程度、勿論考えられているんですね。だから、そこに入ったら急に保険料も上がるとかいうことではないんですね。

○子安保険医療課長 後期の今現状でございます。委員ご指摘のように被保険者数が国保を始め、社保、こちらの方から75歳を超えられた方が加入されております。加えて指摘のありました団塊の世代、こちらについても今後、数年後には入ってこられるといったことが予想されております。

ただ、その枠組みの中で、今回、国の枠組みの中で後期高齢者医療制度というものが構築されておりますことから、将来的なところも当然考えてのところではございますけれども、見込みとしては、後期高齢者が増える環境、又、後期高齢者医療制度の保険料分、こちらの分につきましては、実際の後期の保険者、あと、現役世代からの支援金、これで賄っておるんですけども、その辺のところ実際の被保険者の方もどんどん増えていくといったところから、その辺の高齢者負担割合というものが毎年、保険料決定の

際には国から示されて、現役世代が負担する分、被保険者の方が負担する分、そういったところの見直しも随時されておりますので、将来的なところについても持続可能な制度であるものと私としては思っております。

以上でございます。

○田中委員 割合も微妙に変わってきているというのはあるんだけど、あと、もう一個だけ、保険料の徴収なんですけど、予算のあれなんですけれども、滞納が非常に少ない、滞納繰越分が。だから、徴収率は普通徴収も結構僕の思っているよりも多いんですけども、徴収率は結構いいというのか、ずっとそういう経緯で来ているんですね。ちょっと変な質問ですけど。

○子安保険医療課長 後期の収納率のご質問でございます。

もともと後期の方につきましては、約6割程度の方が年金からの特徴ということで収納率が100%になっておりまして、又、普通徴収の方に関しましても、口座振替、納付書等の振り替え、納付も含めまして、ご指摘のようにかなり高い割合で納付の方をしていただいている関係もございます。

又、昨今の景気といったら変なかわかりませんが、国保の方も含めて全体的に他の市町村も含めて収納率は上昇傾向にあるというところも踏まえて、今回の滞納繰越分、若干ですけども減っているという状況でございます。

以上です。

○村井委員長 他にございませんか。

○阪口委員 説明資料の1頁に軽減内訳とあるんですけども、これ、5割の軽減、去年と比べて60人も一遍に減っているのはなぜかということと、それから、特例軽減、9割軽減、8.5割軽減、この辺はどうなっているのかということをお聞きしたいと思います。

○子安保険医療課長 委員ご指摘の附属説明資料1頁の下の方の表、これは政令軽減に係る人数並びに金額を記載させていただいております。その表の一番下に5割被扶養者軽減というところの欄、ご指摘のように60人、30年度から減っております。こちらにつきましては、元被扶養者に係る応益割の見直しが昨年度されております。見直しの内容につきましては、この方が後期高齢に加入された直前に被用者保険の被扶養者であった方につきましては、後期の方に加入された段階で所得割が加算されず、均等割、応益割の部分が5割軽減されるという制度になっております。

この間、この制度につきましては、後期高齢者医療制度が創設された際の激変緩和措置として設けられ、当初2年間限定という制度設計にはなっていたものの、その後、当分の間ということで現在まで延長されてきている中で、今回、2年間の限定にするという制度となっております。

もう一点、9割軽減のお話があったかと思えます。

現在、後期高齢者医療制度につきましては、国保と同様に7割、5割、2割の政令軽減がございますが、後期の特例な制度としまして、9割並びに8.5割の上乗せの軽減を行っております。こちらの部分につきましては、平成31年度から現在といたしますか、平成30年度に9割軽減であった方につきましては、8割軽減に変更しているという内容となり、平成32年度には本則の7割軽減とする見直しでございます。

こちらにつきましても先程と同様、後期高齢者制度が導入された際の激変緩和経過措置として、最終的に何れかの時点では、本則に戻していくという内容で制度設計といたしますか、制度導入された制度でございます。

今回、10月に社会保障制度の充実といたしますか、そういったことを内容としまして、消費税が増税されるというところ、こういったところで、この消費増税により社会保障を充実していく中で、後期高齢者制度において、このような特例的な制度をいつまでも残しているものかという議論があり、最終的に今回の消費増税に合わせて見直しを行っていくということにしたものでございます。

以上です。

○阪口委員 説明自体はわかるんですけども、後期高齢者医療制度を導入して、余りにも負担が厳し過ぎるからということで、とりあえず激変緩和という形でこういう制度をなされたんですけども、今年度からなくなっていくということで、やっぱり負担は厳しいまま、根本的な解決にはならないというふうに思います。

○村井委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○村井委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

○阪口委員 議案第12号、平成31年度太子町後期高齢者医療特別会計予算について、反対の立場で討論を行います。

後期高齢者医療制度は国民を年齢で区切り、高齢者を別枠の医療保険に囲い込んで負担増と差別を押しつける悪法です。2008年の制度導入後、保険料値上げが強行され続けています。高齢者差別に怒る国民の批判をかわす為、制度導入時、当時の自公政権は低所得者の保険料を軽減する仕組み、特例軽減を導入しました。ところが安倍政権は保険料を軽減する特例措置、9割軽減、8.5割軽減を10月から廃止し、7割軽減に改悪します。

政府は9割軽減が適用されている低所得者の多くが、年金生活者支給給付金を受けられる、8.5割軽減の人には消費税引き上げの影響を考慮し、1年間だけは負担増分を補填すると言いますが、もともと所得の少ない高齢者の軽減制度を廃止すれば、高齢者の生活が苦しくなるのは避けられません。高齢者に際限のない保険料を押しつけ、医療費の重過ぎる窓口負担に多くの高齢者が悲鳴を上げています。

高齢者いじめの後期高齢者医療制度を速やかに撤廃することを強く求めまして、反対の討論といたします。

○村井委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○村井委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

議案第12号を原案通り可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立4名・反対1名)

○村井委員長 起立多数でございます。

よって、議案第12号、平成31年度太子町後期高齢者医療特別会計予算は、原案通り可決することに決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案は全て終了致しました。

これにて委員会を閉会いたします。

本日はお疲れさまでございました。

午前11時50分 閉 会

太子町議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

福祉文教常任委員長 村井浩二